

# 精密工学会高城賞規程

## 第1章 総則

- 第1条 本会に精密工学会高城賞（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 本賞は精密工学分野で独創性に優れ、工業的価値が高いと認められる論文で、その内容が産業界主体で実施されたものを対象とし、精密工学の基礎技術分野での産業界の活動を促進することを目的として贈賞する。
- 第3条 本賞は、同一年度に同一論文に対して、本会のその他の賞と重複して贈賞しない。
- 第4条 本賞の審査対象論文は、前年の1月1日以降12月31日までに発行された「精密工学会誌」および「Precision Engineering 誌」に掲載された論文等（以下「論文」という）とする。
- ただし、公募に応募された自薦・他薦による推薦は過去2年間に発表された論文までを対象とし、本会の他の賞を受賞したものは除く。
  - さらに、当該年度の論文と続報関係にある、研究対象を一にする複数論文をまとめて一つの成果として選考することを可とし、その場合、過去数年間に発表された論文を考慮することがある。
  - 第1項の「Precision Engineering 誌」は精密工学会を經由して投稿された論文に限る。
- 第5条 贈賞は、原則として毎年2件とする。
- 第6条 該当する論文がないときは、その年度には贈賞しない。
- 第7条 同一人が再度受賞することは、差し支えないものとする。

## 第2章 審査委員会

- 第8条 本会に、精密工学会論文賞および精密工学会研究奨励賞ならびに精密工学会沼田記念論文賞および精密工学会高城賞の審査を行う4賞合同の論文賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第9条 審査委員会委員長は、理事会または執行委員会の議決により、会長が指名する。
- 特別の事情のない場合は、副会長がこれにあたる。
- 第10条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の推薦により、会長が委嘱する。
- 第11条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。
- 第12条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意をもって議決する。
- 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第13条 審査手続きは、別に定める精密工学会論文賞・精密工学会研究奨励賞・精密工学会沼田記念論文賞・精密工学会高城賞 審査要領による。
- 第14条 審査委員会委員長は、毎年1月の理事会に審査結果を報告する。

## 第3章 受賞者の決定

- 第15条 理事会または執行委員会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者を決定する。

## 第4章 表彰

- 第16条 贈賞は、毎年精密工学会春季大会において行うことを原則とする。
- 第17条 賞は、賞状および賞牌とする。
- 第18条 賞状、賞牌は、各対象論文に対し原則として連名著者全員および、主たる実施機関（1機関）にそれぞれ贈呈する。

## 第5章 雑則

- 第19条 本賞の審査および贈賞にかかる費用は、財団法人精密測定技術振興財団が負担する。
- 第20条 賞には、本賞の贈賞が財団法人精密測定技術振興財団の事業の一部として行われることを明記する。

第 21 条 本会会長は、本賞審査結果に関する以下の項目を速やかに財団法人精密測定技術振興財団に通知する。

- 1) 審査の経過および結果
- 2) 贈賞論文著者名, および実施研究機関名, 論文題目, 掲載誌, 巻号

2018 年 1 月 19 日 理事会にて承認

以上